

大宮法科大学院大学における知財教育

シラバス (4 単位科目)

科 目 名	知的財産法
担 当 者 名	牧野和夫
授 業 方 法	<p>講義と演習との併用を基本とする。</p> <p>ディスカッションメソッド、ケースメソッド、ソクラティックメソッド、プロブレムメソッドを適宜ミックスする。</p> <p>基本ルールの習得については、受講者の予習に委ねることを前提とするので、講義では、基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。</p>
授 業 内 容 の 概 要	<p>知的財産権全般に関する主要な法律問題とその分析の仕方、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。</p> <p>具体的には、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、企業秘密（不正競争防止法）、デジタルコンテンツ、キャラクター権、パブリシティー権、サイバースペース上の知的財産、種苗法、半導体回路配置法の各分野における法的保護のあり方について、関連法令・判例（必要な海外の法令・判例も適宜紹介する）をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付けさせる。</p> <p>企業経営や知的財産戦略の視点から知的財産法問題を捉え考えさせることも目指す。例えば、強い特許取得のための企業出願戦略を考えさせたり、知的財産の有効活用や情報開示の観点から、知的財産の価値評価手法について基本的な考え方を習得させる。</p>
授 業 計 画	
第 1 回	<p>オリエンテーション・講義の進め方</p> <p>知的財産権の概要</p> <p>特許、実用新案、意匠、商標、著作権、企業秘密（不正競争防止法）、デジタルコンテンツ、キャラクター権、パブリシティー権、サイバースペース上の知的財産、種苗法、半導体回路配置法</p>
第 2 回	日米特許戦争（ミノルタ事件・セガ事件）、アメリカのプロパテント政策 日本の知的財産戦略大綱、知的財産基本法
第 3 回	特許(1) 発明と特許要件 先願主義・産業上利用可能性・新規性・進歩性他
第 4 回	特許(2) 審査請求・公開制度、職務発明、特許権の効力、民事救済・刑事罰
第 5 回	特許(3) 特許侵害と救済・均等論
第 6 回	特許(4) 実施権、ライセンス契約書の講義・演習
第 7 回	特許(5) 先端特許 ビジネスモデル特許 遺伝子特許・医療技術特許
第 8 回	特許(6) 米国特許訴訟 アメリカ特許訴訟のリスク（三倍賠償・陪審裁判など）

	特許陪審裁判（マークマン判決） フェスト米国最高裁判決（条件付で均等論を確認）
--	--

第 9 回	特許(7) 国内特許訴訟 特許訴訟手続きの特殊性 アルゼ特許侵害事件東京地裁判決（日本で最高賠償額判決） 青色発光ダイオード特許事件（職務発明）
第 10 回	特許(8) 特許紛争の解決 クロスライセンス ADR（仲裁など）の活用
第 11 回	行政手続(1) 補正、出願分割、異議申立てと審判、不服申立てと審決取消訴訟 青色発光ダイオード特許無効審決事件、アルゼ特許無効審決事件
第 12 回	行政手続(2) 拒絶査定不服審判、登録異議申立と無効審判 強い特許取得のための企業出願戦略
第 13 回	実用新案制度の目的・保護対象 種苗法・半導体回路配置法
第 14 回	商標(1) 商標の目的・機能、使用主義と登録主義、サービスマークの保護、 ドメインネームの保護、一般的登録要件、具体的登録要件
第 15 回	商標(2) 商標・商品・役務の類似、商標権の移転・使用許諾、防護標章制度
第 16 回	商標(3) 商標権侵害と救済・刑事罰、商標登録の不使用取消審判、ドメイン ネーム仲裁（WIPO）
第 17 回	意匠(1) 意匠とは何か、部分意匠制度、意匠登録要件（工業性・新規性・ 創作非容易性）、不登録事由
第 18 回	意匠(2) 意匠の同一・類似、関連意匠制度、秘密意匠制度、組物意匠制度、 動的意匠制度、意匠の効力、意匠権侵害と救済・刑事罰
第 19 回	著作権(1) 著作権とは、保護の要件、プログラム著作物、データベースの著 作物（編集著作物）キャラクターの権利
第 20 回	著作権(2) 、二次的著作物、法人著作・職務著作、著作者人格権
第 21 回	著作権(3) 著作財産権、著作権の保護期間、著作権に対する制限（私的複製 など）
第 22 回	著作権(4) 著作隣接権、インターネット上でのデジタルコンテンツの保護 （ナップスター問題）、著作権侵害と民事救済・刑事罰
第 23 回	不正競争防止法(1) 不正競争防止法の保護範囲、周知表示混同惹起行為、 著名表示冒用行為、商品形態模倣行為（iMac 事件）
第 24 回	不正競争防止法(2) 営業秘密の保護、企業の営業秘密管理戦略、ドメイン ネームの保護
第 25 回	不正競争防止法(3) 普通名称等善意使用、先使用、営業秘密の侵害と民事救済、刑事罰
第 26 回	国際条約(1) パリ条約の三大原則、パリ条約の保護対象（工業所有権） ベルヌ条約（著作権）万国著作権条約（著作権）
第 27 回	国際条約(2) マドリッド協定議定書（商標）特許協力条約（国際出願） 国際予備審査制度、TRIPS 協定、EPO と欧州特許制度 国際知的財産訴訟（準拠法・裁判管轄他の問題）

第 28 回	知的財産権の価値評価手法 TLO と知的財産（ゲストスピーカーを交えて討論） 企業法務部・知的財産部と法律事務所・特許事務所の役割論
--------	--

第 29 回	総括
第 30 回	定期試験
使用教材	牧野和夫著「情報知的財産権」日本経済新聞社（2003年） 大矢息生他編著「特許・意匠・商標の法律相談」学陽書房（2003年） その他講義で紹介する文献・情報、及び講義で配布する法令・判例等
成績評価の方法	70%：筆記試験（仮想事例に基づいた論文式試験）により行う。 30%：出席及び授業への貢献度
参考文献	竹田和彦著「特許の知識（第6版）」ダイヤモンド社（2002年） 田村善之著「知的財産法（第2版）」有斐閣 牧野和夫著「ネットビジネスの法的知識」日経文庫（2001年） 牧野和夫著「インターネットの法律相談」学陽書房（2003年6月）

授 業 科 目 エンタテインメントと法

担 当 教 員 名 久保利 英明教授

開 講 学 期 2年次後期

配 当 単 位 数 2単位

授業内容の概要 司法の容量とその質は究極のところ、現場で司法を支える法律事務所のパワーに依拠し、法律事務所の安定した経済力がなければ司法の強化はあり得ない。学生の大半が弁護士となることを前提に、本講義は法律事務所の経営の初歩について教育することを目指す。弁護士のマーケティング戦略、望ましい会計・税務・人事管理システム、巨大法律事務所とブティック型法律事務所の在り方、法人化や他土業連携事務所などについて、担当教授の経験や学生が自ら調査した報告などを材料として論議し、あるべき法律事務所像に迫る。

授 業 方 法 TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。

前提履修科目 なし

使 用 教 材 授業方法について記載したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを PDF ファイルなどで提供する。

成績評価の方法 毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は優・良・可・不可の4段階による。

授 業 計 画

- 第1回 エンターテインメント・ビジネスとは。関係する著作権法、不正競争防止法、商標法などの法律の概要の解説
- 第2回 出版ビジネスに関連する諸問題を取り上げる。漫画の著作権と漫画喫茶での大量閲覧問題。新古書店のもたらした問題点。等について著作権改正の是非を論議する。
- 第3回 音楽ビジネスに関連する諸問題を取り上げる。音楽著作権、実演家の隣接権、レコード制作者の権利保護などの具体的事例を題材として。
- 第4回 前回の続行。デジタル時代のインターネット配信や海賊版の具体的問題に関連して音楽著作権の保護と活用を議論する。
- 第5回 映画ビジネスに関連してそのビジネスの実際に携わっている法律家であるゲストスピーカーからビジネスの実態と法律上の問題を回答して頂き、学生との間で質疑応答を行う。
- 第6回 前回到引き続いて、明らかとなった実態を前提に、法律上・実務上の問題点をクリアするための契約の締結、法文の解釈、立法論にまで踏み込んで、これからの映画ビジネス法務の在り方を探求する。
- 第7回 コンピュータゲームソフトビジネスに関連して、コンピュータプログラムとしての著作物性と映画の著作物と取り扱われる場合のあることを論じた上で、映画とコンピュータゲームソフトとの違い、違いを認めることの正当性の有無などを検討する。

- 第 8 回 映像に関連するエンターテインメントビジネスであるビデオや DVD についてどのような問題があるか、中古ビデオ、レンタルビデオ問題を題材に討論を展開する。
- 第 9 回 代表的なエンターテインメントビジネスのコンテンツとしてアニメを取り上げ、関係者の出席を求めて、アニメの成り立ちから、出版、映画、テレビ放送、商品化、クリエイターとプロデューサーの関係など一連の契約関係と実務慣行を明らかにし、その法的合理性、妥当性を検証する。
- 第 10 回 第 9 回のテーマを続行する。
- 第 11 回 エンターテインメントの主役とも言えるスポーツ選手や俳優などの代理人として、弁護士にどのような活躍の場があるのか。海外で活躍する著名タレントが増えている状況を踏まえて、ゲストスピーカーとしてこうした仕事に関与している弁護士からその実態を聴取する。
- 第 12 回 これらのタレントの出演、広告などの肖像利用にあたり、無視できない肖像パブリシティ権に関連して、その権利としての生成過程および現状、明文による権利化についての将来展望等を議論する。
- 第 13 回 12 回まではエンターテインメントのコンテンツに関する講義を行ってきたが、今回は放送というコンテンツを送るビークルについて取り上げる。放送法に基づく放送に対する著作権法による保護とブロードバンドや光通信の時代のインターネット配信の保護の違いが今後どのように展開していくかを探求し、新しい時代の新しい弁護士活動分野たり得ることを学生に理解させる。
- 第 14 回 エンターテインメントが国際化するスピードは猛烈なものがあり、日本製のコンテンツはアジア諸国で大人気を博している。著作権法にまつわる数多くの条約を理解することはこの意味からも重要なこととなる。最終回として各種条約の内容とそれぞれの位置づけを学ぶこととする。

シラバス(4単位)

科 目	IT法
担当教員	増田晋教授
開講学期	3年次後期(昼開講:A、夜開講:B)
配当単位	2単位
授業内容の概要	<p>インターネットをめぐる主要な法律問題の中から、電子商取引の私法関係及び電子マネー等の電子決済関係と仲介者たるプロバイダーの責任を中心に検討する。その中で必要に応じ伝達される情報の保護(主として著作権やプライバシー権)や国際取引等の法律問題にも触れていく。</p> <p>本科目はインターネット法の入門編として位置付けるものであり、授業方法としては入門書ではあるが実務的な教科書を指定して講義をすすめ、その時々で参考文献や参考資料を補助教材とする。</p>
授業方法	生徒は事前に教科書・参考文献等を予習し、授業は、新規分野についてはレクチャを取り入れるものの、法的理解力と分析力を高める教授法を積極的に取り入れる。
使用教材	特定教科書を指定予定。その他、毎回のテーマに関する補助教材・参考文献・参考資料などを事前配布する。
成績評価の方法	毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は優・良・可・不可の4段階による。
授業計画	
第1回	オリエンテーション・講義の進め方 インターネット法に関するイントロダクション
第2回	電子商取引の成立(1)
第3回	電子商取引の成立(2)
第4回	本人確認と電子認証
第5回	電子決済(1)
第6回	電子決済(2)
第7回	情報の不正使用と責任
第8回	電子商取引をめぐるその他の法的問題
第9回	プロバイダーの責任(1)
第10回	プロバイダーの責任(2)
第11回	プロバイダーの責任(3)
第12回	インターネットをめぐるその他の法的問題(1)
第13回	インターネットをめぐるその他の法的問題(2)
第14回	総括
第15回	定期試験